

約 款

第1条 (信義誠実の義務)

お客様及び一般財団法人静岡県生活科学検査センター（以下「センター」という）は信義誠実をもってこの要約を忠実に履行しなければならない。

第2条 (業務の内容)

センターは、浄化槽法第11条の検査を浄化槽法その他の関係法令を遵守し、実施することとする。実施後、お客様に「検査済の証」を交付するとともに「検査結果書」を作成し提出するものとする。

第3条 (報告)

センターは、浄化槽法第11条第2項の規定に基づき、必要な事項を県知事に報告するものとする。

第4条 (情報の開示)

センターは浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、お客様より委託を受けている管理業者に情報提供を行う。

第5条 (継続の更新)

本申込みの更新については、双方異議のない場合は同一条件にてさらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

第6条 (検査料の請求及び支払い)

センターは、全ての業務を完了した場合、お客様に検査料を請求するものとする。

第7条 (申込みの解除)

お客様は対象施設の取り壊し等、継続の解除が必要となった場合は、あらかじめセンターに通知するものとする。

第8条 (検査実施方法及び不在時検査)

- 1 検査日程が決定した時は、センターはお客様に検査実施日をあらかじめ封書にて通知するものとする。
- 2 検査当日、お客様が不在の場合であっても浄化槽の検査に特に支障がない状況であれば、センターは検査を実施することができる。
ただしお客様からの要請があった場合は、この限りではない。
- 3 センターが業務履行の効率化を図る為に検査時期の変更をお願いする場合がございます。

第9条 (秘密の保持)

センターは、申込みの際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめお客様の承認を得たときは、この限りではない。

第10条 (損害賠償)

センターが業務の実施に関し、お客様又は第三者に損害を与えた場合、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

第11条 (疑義の決定)

この申込みに関する疑義及びこの申込みに定めない事項については、双方で協議して定めるものとする。